（放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第四百三十四条　放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第五条第一項及び第二項、第六条第一項及び第三項、第七条並びに第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（原子力規制委員会設置法の一部改正）

第四百三十五条　原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第七項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十三条第一項中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第十一号」に改める。

第二十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十六章　防衛省関係

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第四百三十六条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の七第一項、第二十七条の八第一項第一号及び第四項第二号、第二十七条の九の見出し及び同条第一項各号、第二十七条の十の見出し及び同条第一項第一号並びに第二十七条の十三第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条及び第三十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第四百三十七条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八条中「、第百二十八条の二」を削る。

第百十八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「ほう助」を「幇助」に改める。

第百十八条の二及び第百十八条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十九条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　第六十一条第一項の規定に違反した者

第百十九条第二項中「ほう助」を「幇助」に、「せん動した」を「煽動した」に改める。

第百十九条の二を削る。

第百二十条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「ほう助」を「幇助」に、「せん動した」を「煽動した」に改める。

第百二十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十二条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百二十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部改正）

第四百三十八条　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第一号及び第二号中「わが国」を「我が国」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第五条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「せん動した」を「煽動した」に改める。

（武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正）

第四百三十九条　武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項、第七十四条及び第七十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）

第四百四十条　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八十三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二編　経過措置

第一章　通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2　刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条　懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条　懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。